

## 別添 3-2 実施方法

1	事業実施工程	3- 7
2	建設工事等	3- 8
3	工事中の環境保全対策	3-10



## 別添 3-2 実施方法

### 1 事業実施工程

本事業の実施工程を表 3-5 に示す。

本事業では、廃棄物処理施設の本体建設工事、新設・既設道路工事（廃棄物処理施設の建設）、発生土埋立工事（発生土処分場の建設）、廃棄物処理施設敷地造成（宅地の造成）に着手し、工事着手後 5 年目より施設を稼働させる計画である。

表 3-5 事業実施工程

工 種	年 月	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
廃棄物処理施設の建設							
施設本体建設工事		■	■	■	■	■	
稼働						■	■
新設・既設道路工事		■	■	■	■	■	■
発生土処分場の建設							
発生土埋立工事		■	■	■	■	■	■
宅地の造成							
造成工事		■	■	■	■	■	

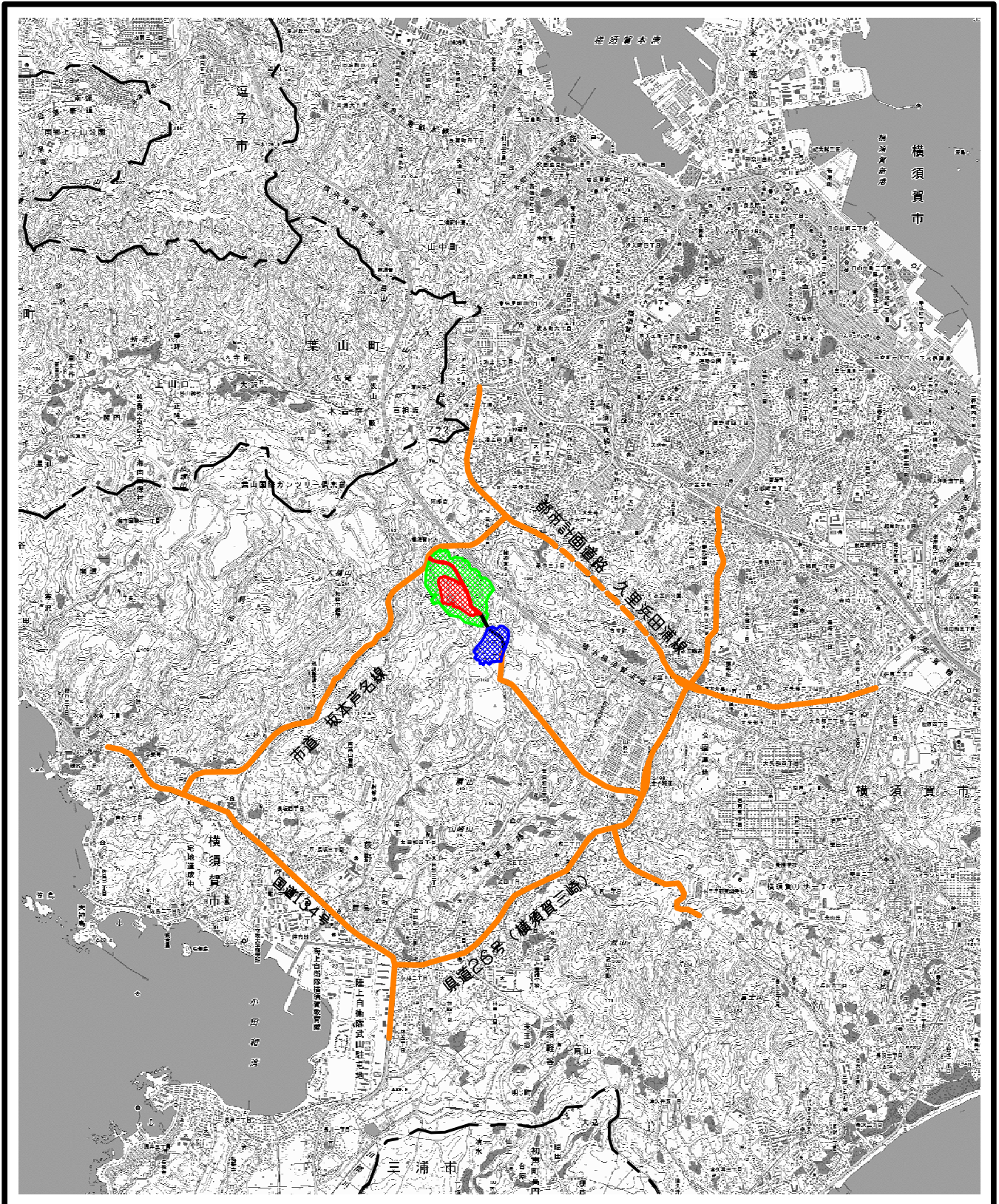
## 2 建設工事等

本事業の工事の概要を表 3-6 に示す。

また、工事車両の主要走行ルートは図 3-2 に示すとおりである。

表 3-6 工事の概要

施設本体建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て、据付はクレーン等を用いて行う。
新設・既設道路工事	廃棄物処理施設の建設に際して、実施区域への関係車両のアクセスを確保するため搬入道路を新設、既設道路を改修（一部付け替え）する。搬入道路の新設工事で発生する残土は、ダンプトラックにより新たに建設する発生土処分場へ搬出する。
発生土埋立工事	敷地造成等に伴い発生する残土を適切に処分するため建設するものであり、処分地面積約7.1haのうち約2.6haは新設埋立地（廃止予定）を、約0.9haは増設埋立地の一部を利用する。
造成工事	廃棄物処理施設用地を確保するため造成するものであり、ほとんどが切土工事となることから残土が発生する。これらは、ダンプトラックにより新たに建設する発生土処分場へ搬出する。
不燃ごみ減容固化施設解体工事	敷地の造成に際し、不燃ごみ減容固化施設を解体する。解体にあたっては、圧砕工法を基本とし、ブレーカー、バックホウなどを併用して実施する。 なお、解体に際し、廃石綿（アスベスト）の処理については適切に対応する。



凡 例

- : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 市町界
- : 工事車両主要走行ルート  
( は計画)
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



図3-2 工事車両の主要走行ルート

### 3 工事中の環境保全対策

建設工事にあたっての環境保全対策は、以下のとおりである。

#### (1) 共通対策

##### ア 大気汚染防止対策

建設機械については、排出ガス対策型のものの使用に努め、建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

また、粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、適宜散水を行う。

##### イ 騒音・振動防止対策

建設機械については、低騒音・低振動型の使用に努め、負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

##### ウ 廃棄物の排出等における環境配慮

工事中に発生する産業廃棄物について、資材等への再利用が可能なものについては、できるだけ再利用・再資源化ができる方法で処理を行い、処理にあたっての環境影響の低減を図る。

##### エ 温室効果ガス

建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。  
また、発生する伐採樹木、伐開・除根の木材等はチップ材、工事用材などへの有効利用に努める。

##### オ 安全対策

工事用車両の安全運転を徹底し、工程に応じて、実施区域周辺やハイキングルートへの歩行者に対する安全確保のため、適切な位置に交通整理員を配置する。

## (2) 廃棄物処理施設建設工事

### ア 工事作業員の生活排水対策

施設本体建設工事に際しては、その期間中、数百人規模の工事作業員の配置が予想される。下水道への接続は、本工事工程の後半になることから、作業員の生活排水対策として浄化槽を設置し、処理水は荻野川に放流する（図 3-3 参照）。

### イ 温室効果ガス

工事作業員に対し、不要な電力使用の避けることなど節電の啓発を図り、消費電力を低減する。

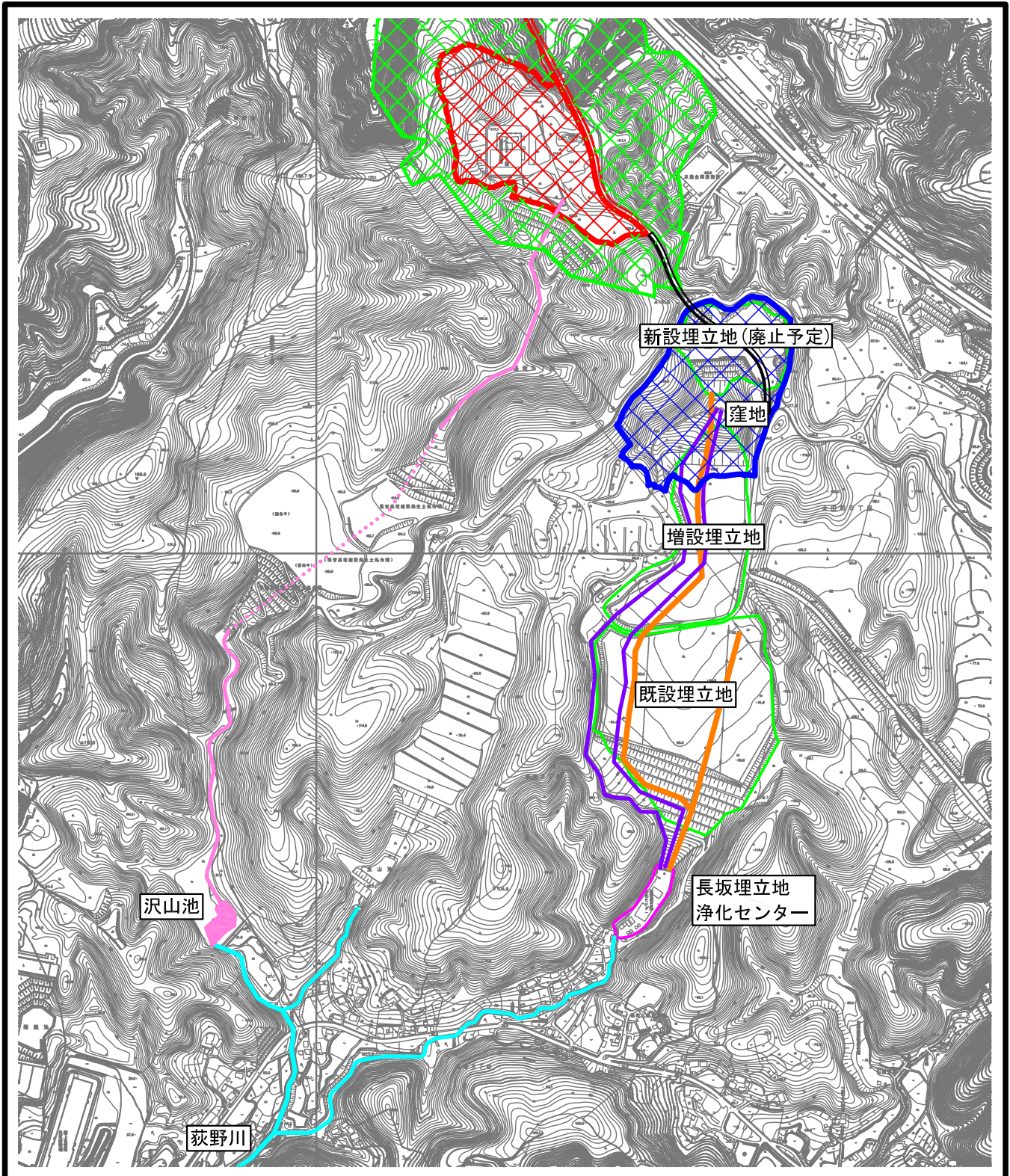
## (3) 宅地造成工事

### ア 水質（濁水）対策


水質（濁水）対策は、今後、検討する。


### イ 廃棄物の排出等における環境配慮


不燃ごみ減容固化施設の解体に伴う廃石綿（アスベスト）に関しては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」（平成 19 年環境省）、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」（平成 18 年環境省）、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版」（平成 23 年環境省）に基づき適切な処理を行う。





凡 例


 : 廃棄物処理施設  
 (宅地の造成を含む)


 : 発生土処分場


 : 埋立地


 : 浄化センター

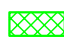
 : 浄化槽処理水・雨水


 : 浄化槽処理水・雨水 (暗渠)

 : 雨水等 (暗渠)

 : 浸出水 (暗渠)

 : 処理水放流河川

 : 宅地の造成  
 (残置森林(最大範囲))

 : 新設搬入道路

 : 既設改修道路

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



図3-3 処理水等排水系統図